

イギリスにおけるD&O保険と会社倒産時の取締役の責任

令和3年9月17日(金)

日本大学商学部 金澤大祐

第1. はじめに

令和元年改正会社法により、いわゆるD&O保険(Directors and Officers Liability Insurance. 会社法上の用語は、「役員等賠償責任保険契約」)に関する規定(会社法430条の3)が新設
⇒D&O保険は、役員等として優秀な人材を確保し、役員等が損害賠償責任を恐れて過度に萎縮することを防ぐために適切なインセンティブを付与するという意義

↓また、

令和元年改正会社法で規定が新設された同様の意義を有する制度として、会社補償(会社法430条の2. 会社法上の用語は、「補償契約」)

⇒もともと、会社自体が倒産の危機に瀕した場合、会社補償では、取締役に対して防御費用や賠償金を支出できないことが多いと考えられるが、D&O保険では、会社倒産時にも防御費用や賠償金を填補することが可能となっており、会社補償と比べた場合の利点

わが国においては、D&O保険に関する裁判例は乏しいが、学説上は、アメリカの議論を参照して、議論が集積

わが国の会社倒産時の取締役の責任追及手段としては、取締役の対第三者責任(会社法429条1項)、不法行為(民法709条)及び破産管財人による責任査定の申立て(破産法178条1項)があるが、D&O保険については、上場会社の株主代表訴訟を中心に議論

会社倒産時の取締役の責任がD&O保険によって十分に填補されるかについては、先行研究はあるが、議論が集積していない

↓

イギリスにおいては、D&O保険について判例は集積していないものの、オーストラリアなど他のコモン・ロー諸国の議論を参照し、会社倒産時にD&O保険において生じる問題について、学説上、一定の議論がなされている

具体的には、

- ・会社の倒産に係る取締役の損害賠償責任がD&O保険によって填補されるかについて、わが国におけるいわゆる倒産危険不担保特約に相当する倒産免責(insolvency exclusion)条項
- ・会社補償を前提したD&O保険において、会社倒産時にサイドAが機能しなくなる会社補償推定(presumption of indemnity)条項
- ・サイドA、サイドB及びサイドCにおいて、支払限度額を共有することにより、取締役と会社間、取締役間で生じる利益相反問題

↓そこで、

本報告では、わが国におけるD&O保険による会社倒産時の取締役の責任の填補の有無を検討する

前提として、イギリスにおけるD&O保険と会社倒産時の取締役の責任に関する議論を紹介し、問題点を指摘

検討の手順

- ・第2 イギリスにおけるD&O保険の概要
- ・第3 イギリスにおける会社倒産時の取締役の責任の概要
- ・第4 検討

倒産免責条項

会社補償推定条項

支払限度額をめぐる利益相反

- ・第5 おわりに

*本報告におけるイギリスとは、原則として連合王国内のイングランド及びウェールズ

第2. イギリスにおけるD&O保険の概要

1. D&O保険の意義

専門家の責任保険

主要な機能としては、取締役に対して、金銭的な保護を与えること

とりわけ、防御費用の填補は、被保険者が会社からの援助を得られない場合に、防御活動を行うための法律家にアクセスすることを保障し、それによって、被保険者が損害賠償責任を免れると、保険会社の利益になるため、極めて重要

アメリカや他のコモン・ロー諸国の議論を参照

2. イギリス会社法の規律とD&O保険の正当化事由

(1) イギリス会社法の規律

イギリス 2006 年会社法 (Companies Act 2006, c. 46. 「イギリス会社法」)

会社や関連会社 (an associated company) の取締役の会社との関係における任務懈怠、債務不履行、義務違反又は信託違反によって生じる取締役の責任を直接又は間接的に免除することは原則として無効 (イギリス会社法 232 条 1 項 2 項)

* 「関連会社」・・・会社の一方が他方の従属会社である場合、又は、双方が同一の法人の従属会社である場合 (イギリス会社法 256 条 b)

*イギリス会社法 232 条 1 項 2 項は、会社の定款、会社との契約、その他のいずれにおいて定める規定にも適用 (同法 232 条 3 項)

↓もともと、

イギリス会社法 232 条 2 項は、例外的に、会社が取締役のために締結する保険については有効

・同法 233 条は、会社が当該会社又は関連会社の取締役のために、同条 2 項に定める責任について保険契約を締結し、又は、これを継続することを妨げない旨を規定

・2008 年会社 (モデル定款規則) においても、公開会社につき、取締役会は、会社の費用において、当該損失につき、当該取締役のために、保険契約を締結・維持できる旨の規定

⇒イギリス会社法は、会社によるD&O保険締結のための手続や範囲については規定せず、許容

(2) D&O保険の正当化根拠

D&O保険により取締役の損害の填補がなされると、会社が支払った保険料が保険金として取締役によって損害を受けた会社の損害の填補に充てられるため、会社が取締役の義務違反による損害について支払いをしていることとなり、取締役の義務の抑止効果を奪うことにならないか？

↓これに対しては、

ア. 個人責任を負う可能性

免責事由や填補額に上限が設けられることにより、取締役が義務違反により個人責任を負うことがある

イ. 保険会社による監督

保険会社は、適切な保険料とすべく、会社の経営状況によって、保険料を調整したり、契約の更新を拒絶したり、さらには、会社の経営についてより一般的な監督をすることが期待できる

→もっとも、会社のリスクは多様であり、かつ、請求も多くないことから、保険会社による監督のインセンティブとはならないとの批判

ウ. 非業務執行取締役の人材確保のためのインセンティブ

非業務執行取締役は、業務執行取締役に比して、報酬が少額であり、会社に関する知識や支配力が限定されていることから、D&O保険契約を締結しないと、取締役には就任したがる

会社によってD&O保険契約が締結されないと、非業務執行取締役が自ら保険を購入しなければならず、その分の保険料を会社に対して報酬として支払いを求めることに

3. D&O保険の約款

(1) 種類

サイドA・・・被保険者が取締役であり、会社によって補償されない取締役の損害につき、保険会社が填補

→サイドAにおいて会社補償推定条項が規定されていると、会社が取締役の損失につき、会社補償が許容されない場合でない限り、サイドAによる填補の対象とはならないとするものもあり、会社補償による支払いがなされない場合には問題

サイドB・・・被保険者は会社であり、取締役自身の損失について会社が補償することによって会社自身に生じる損失を保険会社が填補

→取締役は保険金の支払いを求めることができず、また、会社自身の責任による損失については、填補の対象とならない

サイドC・・・被保険者は会社であり、会社自身の損失について保険会社が填補

*サイドA、サイドB、サイドCは、同一の保険である必要はなく、会社や取締役のリスクや付保の必要性を考慮して、独立した商品として購入されることも

(2) 保険契約者と被保険者

保険契約者は、会社

サイドAにおいては、取締役が被保険者

→D&O保険は、合同保険 (joint insurance) ではなく、複合保険 (composite insurance) として構

成され、各取締役は、共同被保険者として、それぞれ権利を有し、免責事由や告知義務などの有無について、取締役ごとに判断

保険契約者の会社が親会社の場合には、D&O保険は、一般的には、子会社の取締役にも適用
→D&O保険の契約締結後に保険契約者である会社の子会社となった会社については、D&O保険の対象から除外

(3) 支払事由

ア. 取締役

D&O保険の対象は、会社の「取締役」(directors)や「役員」(officers)(以下、合わせて「役員等」という)

*「役員」・・・取締役、支配人及び秘書役を含む(イギリス会社法1173条1項)

・取締役は、適法に選任されたことが必要

*もともと、適法に選任されていない事実上の取締役(de facto director)やイギリス会社法251条で規定されている会社の取締役がその者の指揮又は指図に従って行為することを通例とする影の取締役(shadow director)もD&O保険の対象となる「取締役」に含めるものもある

・過去、現在及び将来の役員等も含まれ、役員等の相続人も含まれる

・取締役としての行動と個人としての行動とを区別するため、取締役が取締役としての資格(in his capacity as a director)に基づき負った責任についてのみ適用

→取締役が従業員としての資格に基づいて負った責任については、填補の対象とはされない

イ. 不法な行為

D&O保険の対象となるのは、取締役の「不法な行為」(wrongful act)によって生じた損害

・義務違反(breach of duty)、信託違反(breach of trust)、不实表示(misstatement)等が含まれる

・取締役が負った損害賠償責任と「不法な行為」との間には、因果関係(causal link)が必要

ウ. 対象行為

取締役が損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われるためには、責任が判決、仲裁判断又は和解によって認められる必要があるが、保険会社は和解に対して異議を述べることができる

対象行為は、別段の定めがない限りは、契約に基づく請求は除外され、不法行為に基づく請求のみ

(4) 保険金の支払範囲と支払限度額

不法な行為によって取締役が法的に支払義務を負った賠償金、防御費用

防御費用の前払いについては、保険会社の同意を必要とするものと、保険会社に支払義務を課すものがある

→保険会社の同意を必要とする場合には、保険会社に前払いについて裁量があり、免責事由などがある場合には、支払いについて異議を述べることができる

保険金の支払限度額については、賠償金、防御費用又はそれらの合計額について上限が設けられていることも

→保険金には支払限度額があることから、保険約款の中には、一つの不法な行為によって生じたすべての損失は、一つの請求によって生じたものとして取り扱う条項が設けられていることが多い

保険金の支払限度額を超えた場合には、支払限度額の復元や上乘せ保険で対応

(5) 請求事故方式

請求事故方式 (claims made basis) を採用

・被保険者は、保険期間内に、第三者から請求を受けた場合、保険会社に対して、遅滞なく請求を受けた旨を通知することによって填補

・被保険者は、保険期間内に、保険会社に対して、請求を受けるおそれ (circumstances) を通知することによっても填補

→請求を受けた理由、日時、不法な行為の性質及び潜在的な請求者について、保険会社に通知をしないと、保険期間内に事故通知がなされたと擬制

保険契約前の不法な行為については、制限していないもの、遡及的に適用するもの、除外しているものがある

保険契約の更新がない場合には、保険約款では、保険契約の終了から 30 日、60 日、90 日などの様々な延長報告期間 (Discovery Period)

*不法な行為が延長報告期間前に行われ、延長報告期間中に取締役が請求がなされ、取締役が延長報告期間内又は遅滞なく請求について通知すれば、填補

→退任した取締役については、延長報告期間が 84 か月から無制限

(6) 免責事由

ア. 公序 (public policy) に基づく免責事由

取締役の故意 (deliberate) や無謀 (reckless) な行動により生じた損失

利益の吐出しのために会社によって損害賠償請求をされているなど、取締役が不当な利益を得ていた場合

取締役が法令に違反した場合の責任

→「不道德な原因からは訴権は生じない」(ex turpi causa non oritur actio) という公序に反するため

*学説上は、法令違反があっても、純粋な過失であり、刑事上の処罰がなければ、填補され得るとの見解

イ. 契約上の免責事由

刑事上の罰金や懲罰的損害賠償

法令違反、故意の不誠実 (deliberately dishonest) や故意の詐欺 (deliberately fraudulent) から生じた民事上の責任

*「不誠実」・・・法律一般において、客観的要素と主観的要素を有しており、裁判所は、被保険者の実際の行動と認識について、誠実さについての認識を有する者によって誠実な行動といえるか客観的に判断

*法令違反、故意の不誠実及び故意の詐欺については、判決、仲裁判断又は被保険者の書面による自

白によって認められた場合に免責とする確定判決免責を採用

↓

取締役にとっては、免責事由が疑われる場合にも判決等が確定するまで防御費用の支払いを受け
ることができ有利

取締役の詐欺等が判決等で確定すると、保険会社は、取締役に対して、既払いの防御費用について
返還を求めることも可能

↓もともと

確定判決免責を採用しつつ、その点に留意した条項を約款に規定しないと、取締役に詐欺等が認め
られるにもかかわらず、保険会社は高額な防御費用の前払いを拒めないことに

取締役、株主及び会社の取締役に対する請求（被保険者間の請求）

→保険会社を同族会社の内紛やなれ合いから保護するため

環境被害、核物質、生命身体の障害、財物の損傷、誹謗中傷、知的財産権の侵害に基づく責任

→他の保険で対処可能なため

第三者に対する法律上の責任に基づかない任意の支払い（ex gratia payments）

4. 会社補償との関係

会社補償も、直接又は間接的に取締役の責任を免除することとなるため、原則として、無効（イギリス
会社法 232 条 2 項）

↓もともと、

適格対第三者補償規定及び適格年金スキーム責任補償規定は有効（同条 2 項 (b) (c)）

適格対第三者責任補償規定・・・取締役が会社又は関連会社以外の第三者に対して負担する責任を補
償（同法 234 条）

適格年金スキーム責任補償規定・・・職業年金スキームの受託者である取締役について、当該スキ
ームの受託者として、会社の行為に関して負担する責任を補償（同
法 235 条）

D&O保険に比して有利な点

・会社補償を定款で定める場合には、その時点では直ちに費用が生じないが、D&O保険では保険料
の支払いが必要であり、保険料が高額

D&O保険に比して不利な点

・会社補償では会社からの損害賠償請求について補償されないが（同法 232 条）、D&O保険では填
補可能

・会社補償では民事及び刑事いずれにおいても敗訴した場合に防御費用の返還が求められるが（同法
205 条 2 項）、D&O保険では不誠実や詐欺的でない限り、民事、刑事及び行政手続における防御費
用について、返還が不要なものもある

・会社補償では会社倒産時に補償されないが、D&O保険では会社倒産時にも填補が可能

・会社補償では、新たな取締役が会社補償に基づく支払いを拒否したりすることがあるが、D&O保

険においては支払いの決定をするのが保険会社であるため、中立的

⇒取締役は、会社補償より、D&O保険を好む

5. 利用状況と特徴

(1) 利用状況

上場企業の場合

・1989年以降、D&O保険を自由に購入でき、公開会社においては、D&O保険に加入するのが一般的

・*Equitable Life Assurance Society v Bowley & Ors* [2003] BCC 829 事件により、取締役に対する損害賠償請求訴訟における訴訟の長期化、高額な弁護士費用及び利用可能な保険を上回る巨額の請求額などの訴訟リスクが広く認知され、D&O保険の重要性が認識される

・アメリカで事業を行う会社の取締役は、集団訴訟や積極的な規制当局のために、D&O保険を必要とする

中小企業の場合

・保険料が高すぎるとの指摘

⇒利用されていないと推測

D&O保険の請求通知の年間件数

・2005年から2007年は年間200 - 300件

・2012年には年間1685件

・2012年から2015年には年間1300件前後

→請求通知が増加した理由については、金融危機による金融規制が強化されたこと、クロスボーダー取引について規制当局が積極的に対応したことが指摘

(2) 特徴

D&O保険の意義としては、賠償責任の填補ではなく、防御費用の支払い

D&O保険に関する紛争は、仲裁など裁判所外で解決

→情報が公開されないため、利用可能なデータが少ない

制定法による株主代表訴訟は、裁判所の許可が必要とされており、限定的にしか認められておらず (イギリス会社法 261 条、263 条参照)、会社以外の第三者や規制違反についての刑事・行政手続に対応するための防御費用を取締役が敗訴した場合にも免責事由に該当しない限り、返還不要

第3. イギリスにおける会社倒産時の取締役の責任の概要

1. 清算手続と清算人

イギリス 1986 年倒産法 (Insolvency Act 1986, c. 45. 「イギリス倒産法」)

イギリスの企業倒産手続

・清算型

① 強制清算 (winding up by the court)

② 任意清算 (voluntary winding up)

・再生型

③ 会社管理 (administration)

④ 会社任意整理 (company voluntary arrangements)

⇒本報告では、①強制清算を前提に検討

強制清算 (イギリス倒産法 74 条～83 条、117 条～162 条)

・裁判所の関与の下で行う手続で、わが国の法人破産に相当する手続

・清算人 (liquidator) によって、清算会社の資産の回収・換価、債権の確定、配当

・清算人となるのは、主に会計士 (Accountant)

2. 不当取引の概要とD&O保険による填補の有無

(1) 不当取引の概要

倒産手続内での清算人による取締役の責任追及の手続として、不当取引 (wrongful trading, イギリス倒産法 214 条)、詐欺的取引 (fraudulent trading, 同法 213 条)、失当行為手続 (misfeasance proceedings, 同法 212 条)

→本報告では、会社倒産時の取締役に対する主要な責任追及手段である不当取引について検討

制度趣旨

・新規事業の発足や事業の拡大に伴う債権者のリスクを許容しつつ、会社支払不能時における取締役の無能な行動や有限責任の濫用といえるような行動に対処

・故意ではなく、過失 (negligent) 責任

要件

・申立権者は、清算人 (同法 214 条 1 項)

・責任追及の対象は、その当時、当該会社の取締役であった者、又は、影の取締役であった者 (同法 214 条 2 項 (c) ・ 7 項)

・義務内容は、取締役が会社の清算が開始される前の時点で、当該会社が倒産 (insolvency) による清算に入るのを避ける合理的な見込みがないことを知っていたか、又は当然にそのように結論づけるべきであった場合 (同法 214 条 2 項 (b)) に、会社債権者の潜在的損失を最小限に食い止めるために当然に取るべきあらゆる手段 (every step) を尽くすこと (同法 214 条 3 項)

*義務違反の有無に際しては、会社の取締役が行うのと同じ職務を行う者に対して合理的に期待しうる一般的知識を有して (客観基準)、さらに、取締役が実際に有している知識、技量及び経験 (主観基準) を前提に判断 (同法 214 条 4 項)

責任

・裁判所による清算出資の命令 (同法 214 条 1 項、246ZB 条 1 項)

*具体的な清算出資額については、倒産による清算を避ける合理的な見込みがないと知っていたかそのよう結論付けるべき日と実際の清算の開始日における債務超過額の差額

・刑罰 (penal) ではなく填補賠償 (compensatory)

(2) 不当取引に基づく責任のD&O保険による填補の有無

填補されるとする見解

- ・不当取引の清算出資は、刑事罰ではなく、填補賠償
 - ・不当取引の責任は、過失 (negligent) 責任
- ⇒以上の点を考慮すると、免責事由に該当せず、填補

填補されない可能性を示唆する見解

- ・取締役が倒産による清算を避ける合理的な見込みがないと知って事業を継続していた場合には、善意 (innocent) とはいえないため、故意の行動として免責される可能性

取締役が倒産による清算を避ける合理的な見込みがないと知って事業を継続していた場合には、故意の行動により免責を示唆する見解も、倒産による清算を避ける合理的な見込みがないと結論付けるべきであったとして不当取引に基づく責任が認められた場合には、填補を否定していないため、不当取引に基づく責任も、性質上は、D&O保険で填補可能

第4. 検討

1. 倒産免責条項

学説上は、倒産手続内での清算人による取締役の責任追及手段である不当取引についても、性質上は、D&O保険で填補されるとする見解が有力

もっとも、D&O保険においては、会社倒産時の取締役の責任に関して、会社が倒産により債務を支払えないこと又はそれと関連して負う責任を免責する倒産免責条項

会社倒産時の取締役の責任と倒産免責条項が問題となった事案に、オーストラリアの *Green v CGU Insurance Ltd* [2008] NSWSC 825 事件判決

事案の概要

A社は、Y社とD&O保険契約を締結したが、流動性の問題に直面し、巨額の損失を被り、債権者への支払いが滞っていたにもかかわらず、契約の申込書において、財務書類に記載のない会社の財政状況に影響を与える事項の有無について、「no」との記載

その後、A社は、倒産し、A社の清算人XがA社の取締役に対しては、不当取引に類似した義務を課すオーストラリア 2001 年連邦会社法 (Corporations Act 2001) 588G 条の倒産取引阻止義務 (insolvent trading) 違反に基づく支払いを求め、Y社に対して、保険金の支払いを求めて提訴

XとA社の取締役との間で和解が成立し、Xは、Y社に対しA社の取締役の和解金の支払いを求めた

判旨

裁判所は、A社の取締役は、A社の実際の財務状況について認識しており、合理的な者は、保険会社に当該事項を告知するであろうとして、告知義務違反を認めた

その上で、裁判所は、適切な告知がなされていれば、Y社は、契約書に、取締役の会社の倒産に関する責任を填補しないとする標準的な倒産免責条項を加えることなしには、契約を更新しなかった

であろうと判示し、Y社による填補が必要な金額は0とした

裁判所の判断は、倒産取引阻止義務違反に基づく責任が、倒産免責条項で免責となることが前提

↓

会社の財務状況が悪化した場合においては、契約更新時などに、告知義務に基づき会社の財務状況の悪化について告知すると、契約の更新がされない又は倒産免責条項が課され倒産責任は免責となり、告知しないと告知義務違反で免責となることが想定

会社倒産時の取締役の責任のうち、不当取引に基づく責任は、倒産取引阻止義務と類似した義務を課す規定

↓そうであると、

不当取引に基づく責任は、性質上は填補可能ではあるが、倒産免責条項が規定されると、填補されないことが想定

倒産に関連する取締役の責任は、倒産免責条項の内容やその有無による

2. 会社補償推定条項

サイドAにおいて免責金額（自己負担額）が設定されないと、取締役は、個人での支払いが不要となる利点

↓もつとも、

サイドBでは、免責金額が設定されているため、会社補償が可能であるにも関わらず、会社補償をせず、免責金額のないサイドAで取締役に保険金請求をさせてサイドBの免責金額を回避することも可能となる

↓そこで、

サイドAにおいて免責金額が設定されない場合、保険会社は、会社が取締役に対し会社補償によって損害を填補したと擬制する会社補償推定条項（presumption of indemnity）を設け、会社補償が法律で禁止されるなどして会社補償推定条項が適用されない場合にのみ、サイドAを機能させることに

会社補償推定条項においては、会社が取締役に対して実際に与えることに同意した会社補償ではなく、法律によって許容された最大限の会社補償を与えたと擬制する会社補償推定条項が多い

↓そのため、

取締役に実際に会社補償がなされた金額が会社補償推定条項の金額を下回ると、取締役はその差額について自己負担を強いられる

とりわけ、会社が倒産した場合には、取締役は会社補償が受けられず、会社補償推定条項により、サイドAによる保険金が支払われない事態も

↓会社が倒産した場合、

イギリス 2010 年第三者法（Third Parties (Rights against Insurers) Act 2010, c.10.)

・倒産した個人や会社などの関係者（relevant person）が倒産の前後に被保険者として付保されている責任を負った場合、保険会社に対する被保険者の権利は、責任の相手方である第三者に移転（同法1条）

→倒産した会社のサイドBに基づく保険金支払請求権が取締役に移転

・関係者が任意に負った責任にも適用（同法16条）

→会社補償に基づく支払いも対象

⇒取締役は、会社補償推定条項により、会社が倒産し、サイドAに基づく支払いが受けられなくても、イギリス 2010 年第三者法により、サイドBに基づく保険金支払請求権を取得し、行使し得る

↓もっとも、

サイドBには、免責金額があり、その分については取締役の自己負担となり、救済として不十分

↓そのため、

会社の倒産については、会社補償推定条項の適用を除外するなどして、約款の条項での対処が必要

3. 支払限度額をめぐる利益相反

サイドA、サイドB及びサイドCで支払限度額を共有するD&O保険の場合には、支払限度額を超える損害賠償請求がなされた場合には、保険金の支払いをめぐる、取締役と会社（会社倒産時にあっては会社に対する損害賠償請求権を有する者）との間で利益相反（サイドAとサイドC）が生じ、また、取締役間での利益相反（サイドA内）も生じる

とりわけ、会社倒産時には、会社補償は機能せず、支払限度額の買増しも行えないことから、対立が激化

(1) 取締役と会社間の利益相反

株主の会社に対する不実表示に基づく損害賠償請求は、判例（*Soden v British and Commonwealth Holdings Plc* [1998] AC 298）により、事案によっては倒産手続において一般債権者による請求と同様に扱われるとされたことから、株主が会社に対して損害賠償請求する事案が増加

取締役への支払いを優先させる旨の条項を設けている保険もあるが、取締役に対する請求も同時になされた場合にのみ機能し、それ以外の場合には、被保険者の責任が認められた順に保険金が支払われるとするコモン・ロー上の first past the post 原則が適用され、早い者勝ちとなる

↓そのため、

サイドAとサイドCで支払限度額を共有し、会社及び取締役に対して巨額の損害賠償請求がなされると、サイドCで会社が多額の保険金の支払いを受け、サイドAで取締役が保険金の支払いを受けられないことも

↓そこで、

サイドAとサイドCとを同一の保険とせず、サイドCは、独立した保険商品として、支払限度額を共有しないという取扱い

↓これによって、

取締役と会社との支払限度額をめぐる利益相反を解消

(2) 取締役間の利益相反

サイドAにおいても、複数の取締役に対して、別個の訴訟において支払限度額を超える損害賠償請求がなされた場合や、特定の取締役には免責事由が疑われるにもかかわらず、確定判決免責条項により、高額な防御費用の支払いがなされ、支払限度額が減少した場合には、取締役間の利益相反

↓そこで、

サイドA～Cで、支払限度額を共有していて、取締役がサイドAで十分な支払いを受けられない場合には、取締役が個人保険（private insurance）を取得することもある

↓これによって、

各取締役は、個人で購入した保険によって填補を受けることができ、取締役間の支払限度額をめぐる利益相反は一定程度緩和

第5. おわりに

本報告では、イギリスにおけるD&O保険の概要、イギリスの会社倒産時の取締役の責任の概要を確認し、会社倒産時の取締役の責任がD&O保険により填補されるかにつき倒産免責条項、会社補償推定条項、支払限度額をめぐる利益相反について、検討

不当取引類似の倒産取引阻止義務違反の責任については、倒産免責条項が設けられると免責となり、填補されない

→不当取引においても同様の結論になると考えられ、会社の倒産に関連する取締役の責任については、倒産免責条項の内容や有無による

会社補償を前提としたサイドAにおいては、会社倒産時に、会社補償推定条項により、取締役が保険金の支払いを受けられない事態

→保険契約の約款の条項での対処が必要

支払限度額をサイドA～サイドCで共有することによる利益相反においては、取締役と会社間で支払限度額をめぐる利益相反が生じ、また、場合によって、取締役間で支払限度額をめぐり、利益相反が生じる

→取締役と会社との利益相反は、サイドAとサイドCを独立した商品として、支払限度額を共有しないことによって解消し、取締役間の利益相反は、取締役個人で保険を購入することによって一定程度緩和

↓

イギリスにおいては、会社倒産時の取締役の責任について、D&O保険で十分に填補されるための前提として以上のような問題点

イギリスにおける議論を踏まえた、わが国におけるD&O保険と会社倒産時の取締役の責任については今後の検討課題

以上